

第5章 議員間討議等

(議員間討議)

- 第17条 議員は、多様な意見が反映されるよう議員間における討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて議会の意思の集約を図り、合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

1. 議会には、その意思決定過程において、複数の多様な意見を反映し、議会の本質をなす、討議という長にはなし得ない機能があります。討議機能をもつ議会の役割が重要なのは、議会には賛否両論の意見があるからであり、選択肢が一つでも、議会では、事案が多面的に検討され、理解を深めることができるからです。
2. 議員が市民に代わって様々な意見を表明し、相互批判、反論、同調という過程を経て一つの意思に形成されていくことこそ議会の最も本質的な役割です。この役割を果たすため、議員間における討議の充実に努める必要があります。

(議会審議における着眼点)

- 第18条 議会は、議会審議を行うに当たっては、論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、次に掲げる事項に着眼し政策議論を行うものとする。
- (1) 政策の立案から提案に至るまでの経緯
- (2) 市民福祉の向上への有効性
- (3) 政策の実施にかかわる財源措置
- (4) 将来にわたる政策のコスト推計
- (5) 市民生活及び事業活動に密着した部門横断的かつ多角的な視野

【趣旨】

本条は、議員が市長等に求めるのではなく、議員自らが上記の5つの着眼点を視野に入れつつ、より責任ある発言に努めていこうとすることを定めています。

(研修の充実)

- 第19条 議会は、監視及び評価の機能の充実並びに政策立案能力の向上のため、積極的に研修の充実に努めるものとする。

【趣旨】

1. 議員研修の態様は様々ですが、最終的には市民福祉の向上に資されるべきものです。
2. 研修は基本的に、議員自らが様々な調査、研究を深めることにより、幅広い知識の向上が期待される場所ですが、研修をより効果的に行うため、併せて議会全体での研修を規定するものです。

(交流及び連携の推進)

- 第20条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究を行うため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進するものとする。

【趣旨】

議会は、地方自治法のもとでは、各議会自立のものとして運営されていますが、扱う課題は行政区域を越えるものも多数あることが現実です。このため他議会と交流・連携を進めることを定めたものです。



第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

- 第21条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるとともに、戸田市議会議員信条を遵守しなければならない。

【趣旨】

本条は、議員の政治倫理について条例による定めではなく、より自律性の高い議員信条をその拠りどころとすることを定めたものです。

(議員定数)

- 第22条 議会は、議員定数を定めるに当たっては、議事機関として事案をあらゆる角度から審議し、決定するために必要な定数の確保に努めるものとする。
- 2 議員定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

【趣旨】

本条は、議員の定数は自らが拠って立つ戸田市の将来に焦点を深く定め、自らが決定していこうとする姿勢を定めたものです。

(議員報酬)

- 第23条 議会は、議員が日々研さんし、高い見識を養い、その使命及び責任を果たすために必要な議員報酬を定めるものとする。

- 2 議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

【趣旨】

本条は、議員の定数の定めと同様に、自らが拠って立つ戸田市の将来に焦点を深く定め、自らが決定していこうとする姿勢を定めたものです。

(政務調査費)

- 第24条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。
- 2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。
- 3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表することにより、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、政務調査費の本来の使途を厳格に守り、その使途については疑念をもたれることのないよう透明性を確保しようとするものである。

(議会改革の推進)

- 第25条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。
- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

【趣旨】

本条は、改革に終わりはなく、不断に改革を進めることが重要であることを定めています。